

広島県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市布野町上布野字松ヶ日南一〇四七三の一・一〇四七三の三・一〇四七三の四・一〇四七三の五、一〇四七三の一二、一〇四七三の二二、字惣敷一〇四七六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧供する。）